

税金を滞納するとどうなるの？

納期限内の納付にご協力を

問合せ 納税課納税担当 (内) 169

市税は行政サービスを提供するための大切な財源です

市税は、教育・文化や福祉の充実、産業の振興、都市整備など、さまざまな行政サービスに使われています。

納税は国民の義務です。市税の滞納は健全な行政運営に悪影響を及ぼし、行政サービスの提供に支障を来します。

税の公平性を保つための滞納処分を行います

市では、「納められるのに納めない」という悪質な滞納者に対し、国税徴収法や地方税法の規定により、滞納処分を行っています。

納期限内に納付していない方に対して、督促状や催告書などにより自主納付を促していますが、それでも納税に誠意が見られない方には、納期限内に納付した方との公平性を保つために財産調査を行い、差押えを執行します。

納期限内の納付にご理解とご協力を願います

市税は、納付書裏面に記載の各金融機関・コンビニエンスストア（額面30万円以下のものに限り）、市役所および市役所各連絡所で納めることができます。

また、口座振替（自動引き落とし）も利用できます。口座振替は、預貯金口座のある取扱金融機関で直接申し込んでください。

納期限を過ぎてしまうと

納期限を超過すると延滞金の加算を開始します。延滞金は、納期限内に納付した方の公平性を保つため加算される利息です。納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて加算されます。

納期限を超過しても納付が済んでいない場合、そのことをお知らせする「督促状」を送付します（納期限経過20日ごろ）。

督促状発送後11日目を以降に納付が済んでいない場合、滞納処分の手続きを始めます。

地方税法第331条などで「督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」とされています。

滞納処分のため、不動産・預貯金・給与収入・生命保険・売掛金などの財産があるかを調査します。勤務先や取引先などに連絡が行く場合もあります。

財産調査により発見された財産の差押えを行います。差し押さえた財産のうち、債権（預貯金・給与など）は取立てを行い、滞納税に充当します。不動産などは、換価（売却して現金化）するために公売などを行います。売却代金を滞納税に充当します。

滞納処分のために必要があるときは、国税徴収法第142条に基づき強制的に自宅や事務所などに立ち入り調査する「搜索」を行います。

納付が困難な場合はまず相談を

病気や失業などの理由があつて納税できない場合には、一定期間納税を猶予する制度があります。

連絡をせずに滞納を続けると、滞納処分の手続きに入ります。事情により納税が困難な場合は、放置せず早めに納税課へ相談してください。

12月はオール東京 滞納STOP 強化月間

東京都と市区町村が連携して徴収対策に取り組みます！

都と市区町村では、安定した税收確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、徴収対策を強化して実施しています。

都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索など、多様な徴収対策に取り組みます。

※タイヤロックとは、自動車を差し押さえる際に金属器具を使用してタイヤを固定することです。そうすることで、自動車の保管命令および運転を禁止することができます。



TOKYO 交通安全キャンペーン

問合せ 防災安全課交通・防犯係 ☎ 216

12月1日(火)から7日(月)まで、TOKYO交通安全キャンペーンが行われます。「交通安全意識の普及と、年末期における交通事故の防止」を目指して、東京都、警視庁、市区町村などの関係機関や団体が連携し、交通事故防止を呼びかけます。重点項目は次の5つです。

重点1 子どもと高齢者の交通事故防止

●歩行者の方へ

明るく目立つ服装を心掛け、「反射材用品」を身につけて外出しましょう。また、交差点ではドライバーとアイコンタクトを取りましょう。

●保護者の方へ

子どもの交通事故は、午後2時～6時に多く発生しています。信号を守り、車が「止まったこと」など、まわりの安全を確認させましょう。

●高齢の方へ

高齢者の交通事故死者数は都内の全交通事故死者数の約4割を占め、そのうちの約6割は歩行者です。信号無視や横断禁止場所の横断など、ルール違反はやめましょう。また、運転の自信がなくなったら、運転免許証の自主返納を検討してください。

●ドライバーの方へ

子どもや高齢の方などに対する思いやりのある運転を心がけましょう。また、日没が早くなっています。早めにライトを点灯しましょう。



重点2 自転車の安全利用の推進

都内では、自転車乗用中の交通事故死者の約7割に、信号無視や一時不停止などの違反がありました。

自転車は自動車と同じ「車両」です。交通ルールを守りましょう。

●「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、

すべての自転車利用者にヘルメット着用の努力規定を設けています。自転車を利用する際は、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。

●交通事故に備えて保険に加入しましょう。



重点3 二輪車の交通事故防止

二輪車の交通事故死者数は、都内の全交通事故死者数の約3割を占めています。

●カーブ手前では十分に速度を落としましょう。

●体の露出がなるべく少なくなるよう長袖・長ズボンを着用し、ヘルメットのおごひもをしっかりと締め、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。



重点4 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。

●運転者以外の酒類の提供者や車両の同乗者、車両の提供者も罰せられます。

●自転車も飲酒運転になります。



重点5 違法駐車対策の推進

違法駐車は、交通渋滞のほか、交通事故の原因にもなっています。また、年末は特に交通量が増えるため、違法駐車は絶対にやめましょう。

●車や二輪車で外出する際は、あらかじめ駐車場を確認し、短時間の駐車でも必ずパーキングメーターや駐車場を利用しましょう。

●交差点やその付近の違法駐車などは、見通しが悪くなり危険です。絶対にやめましょう。



リサちゃんといくるちゃんの
これもやってね!
＜年末のごみ出しは計画的にね!の巻＞

いご月燃
とみや
ねし1
!みせ
は回
だない
は計ご
画的み
的にの
し年
し末
集は



リサちゃん



今年もあと1か月ね!

壊れちゃった...

いくるちゃん

年末年始の資源収集

年末年始は、通常と収集が異なります。注意してください。